

広島県立障害者リハビリテーションセンター使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第八号

広島県立障害者リハビリテーションセンター使用規則の一部を改正する規則

広島県立障害者リハビリテーションセンター使用規則（昭和五十三年広島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中

「注 1 大きさは、縦45ミリメートル、横57.5ミリメートルとする。」を

2 「金額」の欄には、種類に応じた料金を表示する。」

「注 「金額」の欄には、種類に応じた料金を表示する。」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。